

お知らせ

資料提供先：島根県政記者会

令和6年9月6日

報道解禁：9月12日16時以降

～違反車両撲滅のため取り締まりの強化～ 【第4回】特殊車両の指導取締を実施します！

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるため、特殊車両の指導取締を継続的に実施し、これらの車両について、適正な運行がなされるように指導取締を実施しますのでお知らせします。

平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの効いた取り組みを行っています。

国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

○日 時：令和6年9月12日（木）14：00～16：00

（雨天等により取締を中止する場合があります。）

※令和6年度、第4回目の取締となります。

○場 所：一般国道9号（松江方面） 宍道車両監視所

まつえししんじちょう さそう

松江市宍道町佐々布地内 ※詳細は別紙1参照

○協力機関：島根県松江警察署

○留意事項：報道解禁は下記のとおりとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

ラジオ、テレビ・・・取締日の16時以降

新聞・・・・・・・・・・取締日の夕刊以降

なお、当日の取材を希望される場合は、事前に管理担当へ連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所 （松江市西津田2丁目6-28）

副所長（管理） 伊藤 法政（内線205）

【管理担当】 管理第一課長 来島 正樹（内線431）

【広報担当】 計画課長 水田 雄士（内線261）

TEL：0852-26-2131（代表） FAX：0852-27-4132

TEL：0852-60-1346（管理第一課直通）

HP：<https://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>

：https://x.com/road_matsue



松国HP



松国 X

別紙1

位置図



出典: 国土地理院「地理院地図(電子国土Web)」

加工: 松江国道事務所

参考資料

※取締状況及び結果

●今年度の取締状況

今年度の取締結果は次のとおりです。

	実施路線	取締台数	違反台数	違反内訳	
				無許可	通行条件違反
第1回	一般国道9号	2台	0台	0台	0台
第2回	一般国道9号	2台	0台	0台	0台
第3回	一般国道9号	3台	0台	0台	0台

※現在までに、警察機関のご協力もありトラブルは発生しておりません。
今後も引き続き円滑な特殊車両指導取締を行ってまいります。

車両引込箇所状況



車両幅計測状況



車両高さ計測状況



車両長さ計測状況



※掲載の車両写真は、取締等の状況写真であり違反の車両ではありません。

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に向く必要はありませんので大変便利です。



荷主・運送関係の皆様へ 大型車両の 適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
道路法に基づき定められた
必要な手続きです

- 【ポイント】**
- ▶道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
 - ▶許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
 - ▶申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

- 通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。
- ※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!
- 申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係情報サイト

提供内容	提供者	URL
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html
全国の道路規制情報	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html



特殊車両の通行による道路への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車両 社会・経済活動に必要な不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

超重量車両が及ぼす橋への負担

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!

軸重が制限(10t)の2割超過(12t)



仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

超重量車両が及ぼす橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車両制限令)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交法 (参考)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等連結車はほとんどがこれを超えます。	自動車単体で12m ※トレーラーは制限されません。(それぞれが12mまで)	規定なし ただし、他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積重量を超えて積載してはならない(過積載)
軸重(※)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

↑ どれか1つでも越える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態でその状態におけるものをい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両その幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

特殊車両に該当する車両

車両の形態を示したものであり必要軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。



誘導車の適切な配備をお願いします。

審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときには、通行に必要な条件を附して許可します。この条件を通行条件といいます。通行条件には次のようなものがあります。
誘導車は、カーブや狭い交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導車や橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

区分	重量についての条件	寸法についての条件
A	通行時の特別の条件を付さない。	通行時の特別の条件を付さない。
B	通行および通行禁止を条件とする。	通行を条件とする。
C	通行、通行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	通行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	通行、通行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ当該車両内に乗車しない状態で当該道路を通行することを条件とする。道路管理者が別途指定する場合はその条件が適用される。	通行禁止、通行停止、通行再開(誘導車は通行禁止)

※その他、通行特別の指定がある場合も選択が必要です。

違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地(昼夜実施)

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をすることがあります

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特殊通行許可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は即時告発を行います。

荷主、運送事業者のみならずにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

➡ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

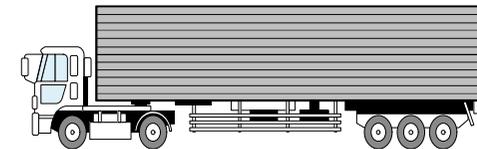
27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合であっても、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等

令和4年4月1日スタート

新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が始まります!



従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。



「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路※であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索**して、**即時に複数の通行可能経路**が示されます。

※道路情報便覧の収録道路

車両の登録

単車
トラクタ
トレーラ

- ① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い
車両1台あたり

5,000円 (5年間有効)

※トレーラは手数料不要

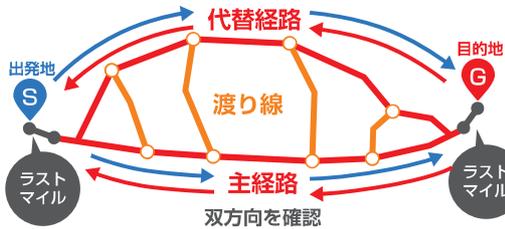
経路の確認

1 登録車両から、車両を選択

2 積載貨物情報を登録

3 出発地及び目的地の情報を入力

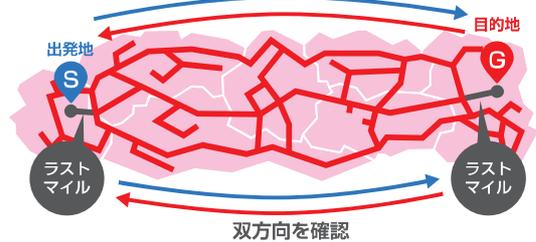
A **2地点双方向2経路検索**
2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの2通りから選択できます。

B **都道府県検索**
都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A・2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600円**

「B・都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり(1都道府県あたり) **400円**

電子データで「**回答書**」の交付 (1年間有効)

通行

- ① 通行時 回答書の経路を通行可 (回答書を携行 (印刷または電子データ))
- ② 通行後 ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認

利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は**道路情報便覧の収録道路**に限られます。
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両には**ETC2.0 車載器の装着・登録**が必要です。
⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する**貨物の重量に係る記録の1年間保存**が必要です。
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。
例：石油○リットル、単位重量及び長さが必要な鋼材○本、型式が必要な自動車○台など。

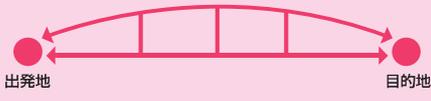
②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
(総重量及び測定日時が記録されているもの。)

乗務記録	
貨物重量	○トン
荷 積	○月○日○時 A工場
荷 卸	○月○日○時 B倉庫

1年
保存

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路[片方向]ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路[双方向]を検索  ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録(一回のみ)
対象車両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり5,000円(5年間有効) ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき600円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき400円(都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき100円(10kmごと)
通行経路の有効期間	2年以内(超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。
※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL: 0120-161-948 (電話受付時間: 年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30)

URL: <https://www.tks.hido.or.jp> メール: hido-tks-info@tks.hido.or.jp

